

まつやま・家族いらっしやい事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 市は、本市への子育て世帯、若者世帯の移住促進を図るため、愛媛県外からの転入者に対し、予算の範囲内でまつやま・家族いらっしやい事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 転勤、出向等の職務上の理由（自己の意思により転入した場合であって、転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合を除く。）ではなく、県外から転入した者で、転入する日前に県外に継続して3年以上居住していた者をいう。
- (2) 世帯 住居と生計を一にしている者の集合をいう。
- (3) 子育て世帯 交付申請年度4月1日時点において18歳未満の子を養育している世帯又は妊婦を含む世帯をいう。
- (4) 若者世帯 実績報告時において夫婦又は松山市ファミリーシップ制度に関する要綱（令和7年要綱第1号）第6条第1項の松山市ファミリーシップ届出受理証明書又は松山市ファミリーシップ届出受理カード（以下「受理証明書等」という。）の交付を受けている者であって、交付申請年度4月1日時点において、ともに35歳未満の世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 愛媛県外から松山市に転入（住民基本台帳法に基づく異動）した者
- (2) 世帯全員が、移住者であり、かつ子育て世帯もしくは若者世帯に属する者
- (3) 本市に転入した後、継続して5年以上居住する意思がある者
- (4) 原則として、同年度内に、世帯全員が本市への転入を行う者
- (5) 本市が実施する移住定住促進事業（移住者交流会及び移住体感ツアー等を含む。）への協力に同意している者
- (6) 世帯全員が、市町村税を滞納していない者
- (7) 世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助対象経費)

第4条 家財道具等の運搬を請け負う事業者に支払う引越し費用であつて、補助対象者が居住する住宅への転居に係るものであること。

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費に係る補助金の額は、100,000円(次項において「基本額」という。)を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が胎児を含む15歳未満の子を養育するときは、前項の基本額に当該胎児を含む15歳未満の子1人につき50,000円を加算する。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、まつやま・家族いらっしやい事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて転入前までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 引越し費用に係る見積書の写し

(3) 直近年度の納税証明書又は非課税証明書

(交付決定)

第7条 市長は、第6条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、まつやま・家族いらっしやい事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があるときは、条件を付けることができる。

(変更申請)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、申請の内容を変更しようとするときは、まつやま・家族いらっしやい事業補助金変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更承認)

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認を決定したときは、まつやま・家族いらっしやい事業補助金変更通知書(様式第5号)により通知する。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、世帯全員の転入後30日以内に、まつやま・家族いらっしやい事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 引越し費用に係る領収書等の写し

(2) 転入した者全員の続柄及び転入前の住所地が分かる住民票（妊婦は、母子健康手帳の写しも添付。松山市ファミリーシップ制度により交付を受けている者は、受理証明書等の写しも添付。）

(3) 就業（予定）証明書（様式第7号）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、まつやま・家族いらっしやい事業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助決定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 補助決定者は、補助金を請求しようとするときは、まつやま・家族いらっしやい事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。